

特 記 仕 様 書

業 務 名：音沢区域（松ノ木田）地すべり防止事業地質調査・測量・

設計業務

業務場所：新潟県十日町市松之山天水越字松ノ木田地内

第1条 本業務にあたっては、森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書によるほか全てこの仕様書によることとし、疑義がある場合は発注者及び当該森林管理署等の職員の指示によること。

第2条 本業務の設計にあたっては、森林土木木製構造物設計等指針に基づき木材の特質や環境への配慮を踏まえ、構造物の設計については下記に示すとおりとする。

①木材の利用を原則とする

・柵工、筋工、防風工、静砂垣工、落石防止緩衝工

②現地条件等から木材利用が適していると判断される場合に木材を利用する

・治山ダム工、土留工、護岸工、流路工、水路工、法面保護工等

※なお、仮設工においても積極的に木材を採用すること。木材利用の適否理由等について、工種毎に整理すること。

第3条 本業務にあたって、関係法規がある場合はこれを遵守すること。

第4条 照査技術者を定め、発注者に通知すること。また、本調査の報告書提出までに照査報告書を提出すること。

第5条 本業務の結果は、電子納品ガイドラインに基づき作成し、電子成果品を履行期間内に提出すること。

なお、事前協議により紙で成果品を提出することとした場合について、監督職員の指示により提出部数を決定することとし、報告書の1部が2冊以上になる場合は、報告書表紙及び背表紙に調査地区名をそれぞれ表示すること。

（三者会議の開催）

第6条 本業務は、業務の完了後において、工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として発注者、受注者及び当該工事の施工者の三者で構成し、工事目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う三者会議の設置対象業務となることがある。

- 2 受注者は、発注者から三者会議への出席要請があった場合は、協力するものとする。
- 3 三者会議の資料作成及び出席に要する費用については、別途、当該工事の施工者から支払を受けるものとする。

(打合せ協議)

第7条 業務の履行にあたって実施する打合せ協議は、業務着手時、中間報告及び成果品審査の4を行うものとする。ただし、監督職員と協議のうえ、回数を変更できるものとする。

(業務の調整)

第8条 本業務に必要な過去の成果品報告書等については、可能な限り貸与するので、上越森林管理署と入念な打合せを行うものとする。
また、本仕様書に記載のない事項については、別途協議すること。

(著作権)

第9条 本業務で作成される成果品の著作権は、発注者に帰属するものとする。

(情報共有システムについて)

第10条 本業務における「情報共有システム」の実施に当たっては次によるものとする。

- (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象業務である。
- (2) 情報共有システムの活用は、別添の「森林整備保全事業の工事並びに調査、測量、設計及び計画業務における受発注者間の情報共有システム実施要領」によるものとする。

※林野庁 HP 参照

https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/sinrin_doboku/attach/pdf/sinrin_doboku-30.pdf

- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。
- (4) 費用（登録料及び使用料）は、以下のとおり各業務の費用に含まれる。
 - ア 地質調査業務については業務管理費
 - イ 測量業務については間接測量費
 - ウ 解析等調査業務、設計業務及び計画作成等業務については間接原価

(業務履行について)

第11条 本業務において指示する履行事項は次のとおりとする。

- (1) モノレールによる資機材運搬等を実施する場合は、乗用台車を必ず架設すること。
- (2) その他について
 - ア 設計資材等の見積り
設計にあたり、見積単価が必要な場合は、原則3社以上から見積りを徴収の

うえ提出すること。

イ 作業着手時の周知について

調査の実施にあたっては、作業着手前に自治会長あてその旨を周知するとともに、作業場所付近には、業務概要を看板等に表示し、周知不足によるトラブルとならないよう注意すること。

ウ 留意事項

耕作地内において、ボーリング調査などを予定している場合は、作業工程に注意するとともに、土地所有者と十分調整したうえで実施すること。

(公共測量の取扱い)

第 12 条 本業務において、基準点（電子基準点、三角点、水準点等）を複数使用する可能性のある測量を実施する場合は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 5 条第 1 号及び第 2 号の規定に基づく測量（以下「公共測量」という。）に該当するものであるか国土地理院に確認することとし、公共測量に該当するとなった場合には、直ちにその旨を監督職員に報告するものとする。

また、発注者が行う公共測量の手続きに必要な書類作成については、必要に応じて森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書（平成 29 年 3 月 30 日付け 28 林整計第 380 号林野庁長官通知）第 2 編測量業務等標準仕様書（以下「測量業務標準仕様書」という。）第 2123 条の規定によるものとし、測量業務標準仕様書第 2124 条の規定により、契約変更を行うものとする。